

③川漁の「これは守りなさい！」

絶対守ること(罰則があります!!!)

1、禁漁期間・禁漁区は漁をしない！！

資源保護の視点から魚種によって禁漁期が設定されています。獲りたくてたまらない人も、耐える時期です。川のために守りましょう。(16ページ参照)

2、禁止事項を遵守する。(19ページ参照)

川によって漁法の制限や禁止事項があります。必ず確認しましょう。

3、漁業権を得る。

漁業権を得ないと川漁はできません。漁業権の範囲が地域によって異なるので、川漁を行う地域の漁業権を正しく選びましょう。

①地域の組合員になる。(18ページ参照)

組合員になるには年1回の組合員資格審査に通らなければいけません。
基本的に居住地の組合に入ります。

②遊漁券を購入する。(19ページ参照)

一日券・年券・高齢者・肢体不自由者といった種類があります。また、漁法によっても金額が異なります。ツガニ漁は別途浮き札の購入が必要。

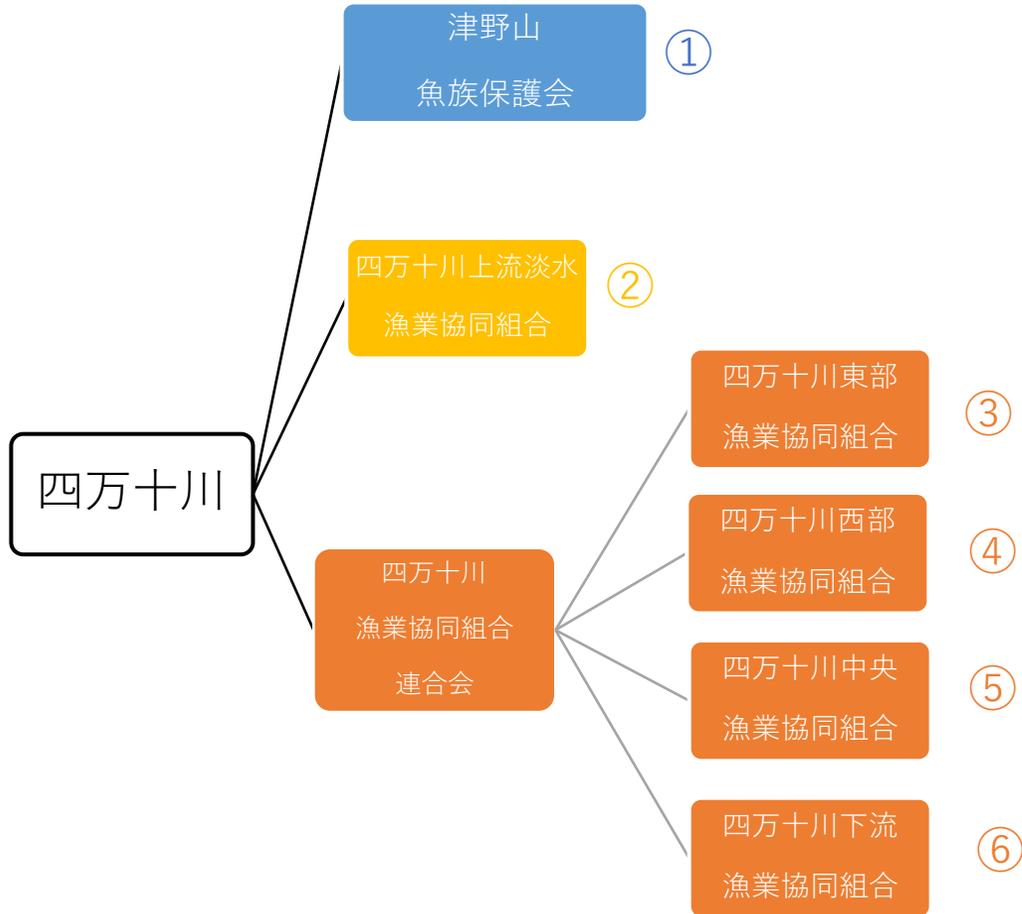
漁業期間・禁漁期間

色がついている期間が漁業期間です。漁法・場所によって期間が異なります。

			2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	
鮎	本流	竿					6月1日 5:00				10月15日 17:30		12月1日 6:30	1月31日 17:00	
		網・しゃくり・しゃびき						7月1日 5:00							
	支流	友釣専用区外	竿					6月1日 5:00							
			網						7月1日 5:00						
		友釣専用区	黒尊川					6月1日 5:00	7月31日 18:00						
			目黒川							8月31日 18:00					
	火光漁							7月15日 5:00				10月15日 17:30			
	しめ縄									8月15日 5:00					
川登から下流											10月1日~10月15日17:30				
鰻	石ぐる					5月15日				9月30日					
	その他漁法				4月1日					9月30日					
川エビ	全漁法			4月1日					8月31日						
ツガニ	全漁法								8月1日		10月31日				
アメゴ	全漁法		3月1日							9月30日					

四万十川の漁業権

組織図



特別遊漁料網使用 (1年券)..... **10,000** 円

普通遊漁料 (1年券)..... **8,000** 円

特別遊漁料網使用 (1日券)..... **5,000** 円

普通遊漁料 (1日券)..... **2,000** 円

高齢者 (75歳以上の者)..... **3,000** 円

※鮎、あまご漁をする場合本券では
徒手採捕・さお漁のみとする (網の使用は禁止)

肢体不自由者 (障害者手帳持参の事)..... **2,000** 円

モクズガニ浮き札 (5枚1セット)..... **2,000** 円

注・ただし、バラ売りの場合は1個 **500** 円とし、一人につき
5個までとする。

禁止漁法等

○鮎 水中メガネ禁止

竿漁 友掛け ルアーの使用禁止

落ち鮎漁のシャビキ (12月1日～) 道糸+ハリスの長さ 竿の2倍まで

リールの使用は赤鉄橋下から上流500mの竿掛け専用区だけとする

網漁 大正網の使用は2張り以内とする (張網・定置網禁止)

しめ縄漁 縄を張る時 鉄杭は禁止

西土佐から大正地区の間では友掛け専用区があり注意すること (網漁の禁止区域あり)

○もくずがに 蟹かごは5個以内

その他、**高知県漁業調整規則・第五種共同漁業権公使規則・遊漁規則**
があり違反すると100万円以下の罰金が科料される事があります。

詳しくはこちらQRから当財団のHPでご覧いただけます。
「ブログ：川漁のルールのおはなし」

